

## 第36回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成22年6月3日(木)午後16時00分から午後18時00分

場 所 生駒市役所 401・402会議室

### 【出席者(敬称略)】

〔委 員〕 下村敏博、風間規男、井上正二、井上直紀、首藤宏樹、  
城山英章、谷中重紀、出口隆司

〔実施機関〕 環境事業課課長 中谷 泰也、同課長補佐 辻中 伸弘、  
同課事業係長 吉岡 浩

〔事務局〕 企画財政部長 今井 正徳、総務課情報統計係長 市川 豊  
同課情報統計係 口村 美幸

【事前送付資料】 1 諮問個第28号資料(諮問書、及びその添付資料)

【当日配付資料】 1 レジユメ  
2 生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会委員名簿  
3 平成21年度生駒市の情報公開・個人情報保護制度  
運用状況報告書

【議 題】 1 委員の紹介  
2 会長、副会長の選出について  
3 収集業者の事務所に専用端末を設置することについて  
(環境事業課)  
4 平成21年度情報公開及び個人情報保護制度運用状況に  
ついて  
5 その他  
平成22年度諮問予定について  
・住民票、印鑑証明のコンビニ交付について(市民課)

## 審議事項

### 1 委員の紹介

事務局から委員の紹介があった。

### 2 会長・副会長の選出について

〔結論〕

会長に下村委員を、副会長に風間委員を全員一致で選出した。

〔審議経緯〕

会長の選出について

昨年度まで会長として本運営審議会の議事運営を取りまとめていただいていた下村委員に引き続き会長をお願いしてはどうか。

副会長の選出について

昨年度まで下村会長とともに本運営審議会の議事運営を取りまとめていただいていた風間委員に引き続き副会長をお願いしてはどうか。

### 3 諮問個第28号 収集業者の事務所に専用端末を設置することについて

(環境事業課)

〔結論〕

適当なものと認める。

答申の詳細については、会長と副会長に一任する。

〔審議経緯〕

審議に先立ち、事務局より諮問個第28号について、その概要を説明した。

実施機関である環境事業課より、収集事業者の事務所に専用端末を設置することについてその経緯と内容について説明があった。

[主な内容は次のとおり]

燃える大型ごみの収集方式を、年3回に限定したステーション方式から、随時受付をする電話リクエスト方式に変更する。それに伴い、収集業者への収集指示や収集後の処理の迅速化を図ることを目的とし、粗大ごみ収集処理システムを新たに導入する。

粗大ごみ収集処理システムでは、市民からの燃える大型ごみ収集依頼を清掃リレーセンターにて電話受付し、依頼者氏名・住所・電話番号などの個人情報をシステム内へ入力する。市が委託する収集業者にて、システム内のデータを紙に出力し、それを携行して収集業務を行う。また業務終了後、収集業者は作業実績をシステムへ入力する。

上記仕様を実現するために、市役所環境事業課・清掃リレーセンターとともに市が委託する収集業者内にそれぞれ汎用電算端末を設置し、それぞれの端末を、VPNルータによって専用化した電話回線によって、個人情報を保有する粗大ごみ収集システムと接続する。

[質疑]

- Q 収集業者が収集業務に使用した後、取得した個人情報はシステム内に保持しておくのですか。
- A 収集記録データとして蓄積していきます。収集業者からは現在日付より過去のデータを参照することができないよう、セキュリティ上の制限をかけることを考えております。
- Q 収集業者に設置する端末の管理者権限については、誰が持つことを想定していますか。

A 端末の管理者権限については、収集業者ではなく市職員が権限を持ち、管理を行うことを想定しています。通常の委託業務にて収集業者が使用する際には、粗大ごみ収集処理システムを利用する以外の用途に使用することができないようセキュリティ上の制限をかけた業務用IDを使用することを想定しています。

Q プリントアウトした個人情報について、使用後の回収方法などは定まっていますか。

A プリントアウトした情報は、収集業務終了後、収集業者から環境事業課若しくは清掃リレーセンターへ返却されます。

Q 端末の設置先となる収集業者は信頼のおける業者であり、また良好な関係を築けていますか。

A 収集業者は生駒市の規定により契約している業者であり、現在良好な契約関係を築いております。

#### [要望]

審議会より本諮問事項を適当なものと認めるにあたり、改めて以下の事項について要望があった。

- ・ 技術的セキュリティ確保のために接続先サーバ・接続先ネットワークユーザを限定し、それぞれ特定すること
- ・ 運用面でのセキュリティ確保を、契約内容において担保すること

#### 4 平成21年度情報公開及び個人情報保護制度運用状況について

事務局から、平成21年度の情報公開及び個人情報保護制度の運用状況についての説明を行った。

## 5 その他

平成 22 年度 諮問 予定 について

事務局より、次回住民票、印鑑証明のコンビニ交付について  
(実施機関：市民課)の諮問を行うことについて依頼があり、  
次回日程の調整を行った。

## 6 閉 会